

山口県健康福祉功労者知事表彰要綱

1 趣旨

多年にわたり社会福祉事業、保健衛生事業及び社会活動等に従事し、その功労が特に顕著であり、他の模範となるものを知事が表彰し、もって県民の健康福祉の向上に資することを目的とする。

2 表彰の区分及び種別

表彰の区分及び種別は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

3 表彰の対象

表彰の対象となるものは、次の各号の一に該当するものとする。

ただし、過去において同種の功労で、叙勲、褒章条例による黄綬褒章又は藍綬褒章、厚生労働大臣表彰又はこれと同等以上の表彰、その他全国規模の表彰及び知事表彰を受けたことがあるものを除く。

1 別表第4、別表第5及び別表第6に定める表彰基準に該当するもの

2 前号に掲げるもののほか、表彰の区分ごとに、特に表彰に値する顕著な功績があると知事が認めたもの

4 被表彰者の推薦

被表彰者を推薦しようとするものは、次の書類を別途通知する期日までに、知事に提出しなければならない。

1 推薦調書

2 その他功労内容等を示す参考資料

5 被表彰者の決定

知事は、推薦のあったものについて審査を行い、被表彰者を決定する。

6 表彰の方法

表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。また、表彰を行う場合においては、副賞を付与することができる。

7 表彰の期日

表彰は、その区分ごとに、原則として毎年1回別に定める期日に行う。

8 追賞

この要綱による被表彰予定者が表彰を受ける前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

なお、この場合において、表彰状又は感謝状はこれを受けるものの遺族に授与する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に係る事務上の必要事項は、表彰の区分ごとに別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成8年9月30日から施行する。

2 本要綱の制定までにその事務を開始する必要がある表彰については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。